

子育て世帯、U-25、女性への支援を拡充しています！

いわて若者 移住支援金

東京圏から岩手県に移住する若者（39歳以下）が対象です

基礎額

世帯

25万円



単身

15万円



＼令和6年度も加算を継続します！／

申請者本人が・・・



U-25なら
(18歳～25歳)

プラス
5万円



女性なら

プラス
5万円

※併給が可能です（18歳～25歳の女性なら+10万円）

申請世帯に子ども(18歳未満)がいたら・・・



1人につき

プラス
25万円

以下の①～③の要件をすべて満たす方が対象です (詳細は裏面をご確認ください)
(住民票の異動を伴う移住に限られます)

①東京圏在住者



②岩手で就業・テレワーク等
移住後の条件を満たす方



③転入時39歳以下



▼新卒者の方（東京圏の高等教育機関を卒業された方）

東京圏の在住期間が5年未満でも、岩手県内の移住支援金対象法人の対象求人にてU・1ターン就職した方には、新卒者向けのいわて若者移住支援金を支給します。

▼転入から申請までの期限について

令和5年度中に移住された方も、転入から1年以内は申請が可能です。なお県が実施する「いわてお試し居住体験事業」を利用して移住した方は、入居期間（1年間を上限）終了日より1年以内まで申請可能です。

お問合せや申請はこちら

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室
移住定住推進担当
(岩手県盛岡市内丸10-1)
電話：019-629-5587
mail：AE0005@pref.iwate.jp



申請様式のダウンロードはこちら！
いわて若者移住支援金（岩手県公式サイト）

移住支援金対象求人を掲載
マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」



要件に該当するか、まずはセルフチェック!

check!



移住前の
状況

①東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県の
条件不利地域以外）に在住



移住前の
10年間

①の期間が、移住する直前の
10年間のうち通算5年以上

5年に満たない場合でも、新卒者の
場合は、新卒者向け支援の要件を満
たす可能性があります。



移住前の
直近1年間

①の期間が、移住する直前に
連続して1年以上



移住時

転入時に39歳以下

住民票の異動を伴う
移住された方が対象となります。



4つすべてを✓した場合

移住前の要件を満たしています。

以下の「移住後の要件」のいずれかを満たすと支給対象となります。

[移住後の要件]

- ①移住支援金対象求人に就業した方
- ②起業支援金の交付決定を受けて起業する方
- ③移住元の業務を引き続きテレワークする方
- ④内閣府の「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」を利用して専門人材として就業した方
- ⑤移住先の関係人口要件を満たす方



さらにcheck!

下記に該当すると加算の対象となります（すべて併給可能）

申請者がU-25
(18歳~25歳)

+5万円

申請者が

女性

+5万円

申請世帯に
子どもがいる
(18歳未満)

1人につき
+25万円

※このチェックフローは簡易版であり、支給対象者であることを保証するものではありません。
※支給対象となるか、岩手県公式サイト及び岩手県定住推進・雇用労働室にご確認ください。

よくあるご質問 Q&A



Q1 申請のタイミングを教えてください

A 申請の期限は転入後1年以内です。移住（転入）後すぐに申請が可能です。岩手県定住推進・雇用労働室へ申請してください。令和5年度中に移住された方も、転入日から1年以内は申請が可能です。なお県が実施する「いわてお試し居住体験事業」を利用して移住した方は、入居期間（1年間を上限）終了日より1年以内まで申請可能です。令和6年度の申請書提出期限は2025年3月14日（金）です。

Q2 支給対象となる「テレワーク」の要件を教えてください

A ①所属先からの命令ではなく、本人の意思による移住であること、
②移住先で生活しながら、移住前の仕事を引き続き行うこと、等が要件です。

Q3 支給対象となる「関係人口」の要件を教えてください

A 移住前に移住先の地域や地域の人々と関りがあり、移住先の市町村が強いつながりがあると認める方が対象となります。市町村によって要件は異なりますので、具体的な要件は岩手県公式サイト内の「移住支援金」ページをご覧ください。岩手県定住推進・雇用労働室にお問合せください。

Q4 「岩手県移住支援金」と重複受給はできますか？

A できません。